

輸出取引承認等事務取扱要領

輸出取引注意事項 43 第 33 号 (43. 6. 1)

最終改正：輸出取引注意事項 2024 第 2 号 (R. 6. 28 公布、R6. 7. 1 施行)

上記の件について、下記のとおり定め、昭和 43 年 6 月 1 日から実施します。なお、本件の実施に伴い、「輸出取引承認等事務取扱要領について」(昭和 37 年 11 月 16 日付け 37 通局第 3357 号輸出取引注意事項 37 第 51 号) 及び「輸出取引承認等事務取扱要領の解釈について」(昭和 40 年 5 月 8 日付け 40 貿局第 183 号) は廃止し、「輸出入取引法施行令第 11 条に基づく税関長に対する権限委任の取扱について」(昭和 40 年 7 月 2 日付け 40 貿局第 413 号輸出取引注意事項 40 第 24 号) の前文中「昭和 37 年 11 月 16 日付け 37 通局第 3357 号輸出取引注意事項 37 第 51 号」を「昭和 43 年 6 月 1 日付け 43 貿局第 434 号輸出取引注意事項 43 第 33 号」に改めます。

記

輸出取引承認等事務取扱要領

輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令(昭和 30 年通商産業省令第 54 号。以下「省令」という。)に基づく輸出取引の承認の事務は、次により取り扱うものとする。

1 輸出取引の承認

1-1 輸出取引承認申請書の受付

- (1) 輸出取引承認申請書(以下「申請書」という。)の受付は、昭和 32 年 8 月通商産業省告示第 319 号(輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令別表第 1 に掲げる事務を処理する輸出組合の当該事務を処理する事務所の所在地を公示する件)によって公示された輸出組合の事務所において行う。
- (2) 沖縄県に主たる事務所を有する輸出業者が、同県から輸出しようとする場合は、(1)の規定にかかわらず申請書を、沖縄総合事務局に提出することができる。

1-2 輸出取引承認の事務の区分

輸出取引承認の事務は、次の区分により行う。

1-2-1 輸出組合の行う輸出取引承認の事務

輸出組合は、省令別表第 1 に掲げる貨物に係る輸出取引承認の事務を行う。

1-2-2 経済産業局(通商事務所を含む。以下同じ。)及び沖縄総合事務局において行う輸出取引承認の事務

経済産業局及び沖縄総合事務局は、省令別表第 1 の輸出組合欄に輸出組合の名称が

掲げられていない貨物に係る輸出取引承認の事務を行う。ただし、沖縄総合事務局は 1-1 の項第 2 号の規定による申請書を受理した場合は、当該申請に係る輸出取引承認を行う。

1-3 申請書の処理等

1-3-1 輸出組合における申請書の処理等

- (1) 輸出組合は、申請書を受け付けたときは、申請内容と輸出入取引法施行令（昭和 30 年政令 244 号。以下「令」という。）第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき経済産業大臣が指示する承認の基準又は令第 2 項第 1 項第 4 号の規定に基づき告示で定められた承認の基準と照合し、省令別表第 1 に掲げる照合事務（以下「照合事務」という。）を処理する場合にあっては、別表第 1 に定める様式による輸出取引承認申請書一覧表（以下「一覧表」という。）2 通に所要の記載を行い、別表第 2 に定める区分に従い経済産業局に提出するものとする。この場合において、輸出組合は、一覧表の「輸出組合の意見」の欄に基準に適合しない旨の記載を行った申請については、当該申請に係る申請書の原本を一覧表に添付して提出する。
- (2) 輸出組合は、照合事務を処理する場合にあっては、経済産業局から 1-3-2 の (1) の規定により返還を受けた一覧表の「経済産業大臣の承認又は不承認の別」の欄に承認する若しくは条件を付けて承認する旨が記載されている申請又は省令別表第 1 に掲げる承認事務（以下「承認事務」という。）を処理する場合にあっては、申請と告示で定めた承認の基準との照合を終えた申請については、申請書の「承認又は不承認」の欄の該当番号に×印を付け、条件を付すべきものにあつては「条件」の欄に条件を記入し、「経済産業大臣又は輸出組合の理事長の記名押印」の欄に当該輸出組合の名称及び理事長名（輸出組合の従たる事務所においては当該輸出組合の事務所の名称、専務理事、常務理事又は参事である旨及びその者が当該従たる事務所の長にあつてはその旨）を記入し、「承認番号」の欄に別表第 3 に掲げる記号及び番号を付し、「有効期限」の欄に承認の日又は一覧表の「承認等の日付」の欄に記入された日の翌日から起算して 3 月目の日（別に定める期限のある場合は、その期限）を記入する。
- (3) 輸出組合は、申請書を受け付けたときから当該申請が承認事務に係るものにあつては、24 時間（品質検査に要する時間及び休祭日にまたがる場合は、当該所要時間及び休祭日を除く。）以内に、照合事務に係るものにあつては、経済産業局から一覧表の返還を受けた日の午後 5 時までに (1) 及び (2) に規定する処理を完了し、申請書の原本の「経済産業大臣又は輸出組合理事長の記名押印」の欄に、承認を行う者の印を押し、契印を押し、これを申請者に交付する。
- (4) 輸出組合は、1-3-2 の (2) の規定により経済産業局から申請書を返還されたときは、遅滞なく、これを申請者に交付する。

1-3-2 経済産業局における申請書の処理等

- (1) 経済産業局は、輸出組合から一覧表の提出を受けたときは、一覧表に記載された申請のうち承認するものについては、一覧表の「経済産業大臣の承認又は不承認の別」の欄に承認する旨、又は条件を付すべきときは、「条件」の欄に所要の条件を記載した上承認する旨を記入し、「承認等の日付」の欄に承認年月日を記入し、記名押印して、その1通を輸出組合に返還するものとする。
- (2) 経済産業局は、「輸出組合の意見」の欄に基準に適合しない旨の記載を行っている申請であって承認しないものについては、申請書の「承認又は不承認」の欄の「承認しない。」の番号に×印を付け、「経済産業大臣又は輸出組合理事長の記名押印」の欄に「経済産業大臣代理担当課長名」の文字を記名し、「承認番号」の欄に別表第3に掲げる記号及び番号を付し、当該担当課長印を押し、契印を押し、これを一覧表に添付して、輸出組合に返還するものとする。
- (3) 経済産業局が直接受け付け及び承認を行う貨物にあつては、経済産業局は、申請書を受け付けたときは、申請内容が別に指示する承認の基準に適合しているか否かを審査し、適合の有無の別に従い、申請書の「承認又は不承認」の欄の該当番号に×印を付け、条件を付すべきものにあつては、「条件」の欄に条件を記入し、「経済産業大臣又は輸出組合理事長の記名押印」の欄に「経済産業大臣代理担当課長名」を記入し、「承認番号」の欄に別表第3に掲げる記号及び番号を付し、「有効期限」の欄に承認の日の翌日から起算して3月目の日を記入し、当該担当課長印及び契印を押し、これを申請者に交付するものとする。

1-4 輸出取引承認の不要証明

経済産業局又は本省（「経済産業省」をいう。以下同じ。）商品輸出担当課・室は、輸出しようとする貨物が省令別表第1の品目欄に掲げる貨物に該当するか否かについて疑義が生じた場合は、別表第4に定める様式による書面（2通）の提出を求め、当該書面に記載された貨物が省令別表第1の品目に該当しないものと認めるときは、提出された書面のうち1通に証明印を押し、申請者に交付する。この場合において、経済産業局は、品目別解釈通達によって判定することができない事項に係る不要証明を発行するときは、あらかじめ、本省商品輸出担当課・室の確認を受けなければならない。ただし、当該貨物が既に確認を受けた貨物と同一のものである場合は、本省商品輸出担当課・室の確認は必要としないものとする。

1-5 輸出取引承認を必要としない事例

次に掲げる場合には輸出取引の承認は要しない。

- (1) 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第2条第1項第2号の規定による承認を受けたところに従って委託加工貿易契約により輸出する場合。
- (2) クレーム処理のために輸出する場合。（当該貨物がクレームの発生原因となった貨物と省令別表第1の品目欄を同一にする場合に限る。）
- (3) 国際連合及びアメリカ合衆国の軍隊、国際連合及びアメリカ合衆国の軍隊の構成

員、軍属、家族及び軍人用販売機関等が輸出する場合並びにこれらの者の委託を受けた者がこれらの者の用に供されるものを代行して輸出する場合。

- (4) 他の貨物の一部をなしているもの（貨物の主体が他の貨物である場合に限る。）であって当該貨物と分離しがたいもの、他の貨物を主体とするセットものの一部となっているものであって当該貨物とともに梱包もしくは包装されたもの又は機械、プラントの一部をなしているものであって船積の関係で分割梱包されたものを輸出する場合

1-6 不服申出の教示

輸出組合又は経済産業局は、申請を承認しないか又は条件をつけて承認した場合には、当該申請者に対し、その処分に不服がある場合は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、経済産業大臣に審査請求をすることができる旨の教示を当該申請書に記載して行う。

2 輸出取引承認申請書の記載方法

2-1 「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄

- (1) 記名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限ることとし、申請者が法人である場合の記載方法は次のとおりとする。

(A) 代表権者が申請する場合

- (ア) 代表権を有すると認められる名称は、日本法人にあっては次のいずれかとする。

代表取締役、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、支店長、支社長、会長、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、代表者

- (イ) 日本法人以外のものにあっては次のいずれかとする。

President, Director, Owner, Manager

その他(ア)に掲げる役職名に相当すると認められる名称

- (ウ) その他の名称については、本省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課（以下「貿易管理課」という。）に照会して確認を求めること。

(B) 代表権を委任された者が申請する場合

- (ア) 個々の申請ごとに代表権者から代表権を委任されている旨の書面1通を添付しなければならないものとする。

- (イ) (ア)の場合において、最初の申請のときに2通提出させて1通に受付印を押したものを返却し、以後の同一者名の申請については、そのコピーを添付させても差し支えない。

上記書面は、次のような証明書であれば足りる。

証 明 書

私は、次の者に、私に代わって輸出取引承認の申請に係る一切の行為を行わしめる権限を付していることを証明します。

(役 職 名) (氏 名)
○ ○ ○ ○ ○
年 月 日

○○株式会社

代表取締役 ○○○○

(ウ) 同一者の申請が数多くある場合は、代表権者から代表権を委任されている者の書面1通を輸出組合に提出して申請を行う者を届出し、以後の申請については同一者名によりできるものとする。

(2) 代理申請の場合は、代理関係を証する書面を添付し、申請書には輸出しようとする者の代理である旨を記載する。

(例)

(イ) ○○代理

○○株式会社

代表取締役 何 某

(ロ) On behalf of (Principal's name)

(Agent's name)

2-2 「買主名」及びその「住所」の欄

輸出の相手方たる買主の氏名又は名称と住所（以下「氏名等」という。）を記入する。なお、買主又は支払人と荷受人が異なるときは、買主及び支払人の氏名等は同欄の上の行に、荷受人の氏名等は下の行に記入する。

2-3 「仕向国」の欄

輸出貨物の最終陸揚港に属する国又は領域（以下「国」という。）を記載する。ただし、当該貨物が当該国以外の国で消費又は加工されることが明らかな場合は、消費又は加工される国を記載し、加工される国と消費される国とが異なることが明らかな場合は、消費される国を記載する。

2-4 「経由地」の欄

貨物が仕向国に至るまで積み替え又は陸揚げされる場所を記載する。貨物が仕向国に直送される場合には記載を要しない。

2-5 「商品及びその明細」の欄

省令別表第1の品目欄に掲げる品目を区別するに足りる内容を記載する。

2-6 「数量及び単位」の欄

数量及び数量の単位を記載し、数量が承認事項となっている場合には計の項に記載する数量の直前及び直後に※印をつける。

2-7 「FOB単価」の欄

価格が承認事項となっている場合は、F O B単価を記入する。その他の場合はF O B単価を記入する必要はない。

2-8 「総価額」の欄

(1) 当該決済通貨表示の建値の総価額を記入し、F O B建て以外の建値又はアメリカ合衆国通貨以外の通貨で決済される場合は、計の項に記載する価額は、当該決済通貨表示の当該建値の総価額のほかにアメリカ合衆国通貨表示のF O B建ての価額をカッコ内に併記する。

(2) (1)にいうアメリカ合衆国通貨とアメリカ合衆国通貨以外の通貨との換算率は「輸出貿易管理令及び輸出入取引法に基づく輸出関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率について(昭和48年4月25日付け48貿局第350号輸出注意事項48第25号、輸出取引注意事項48第11号)」の定めるところによる。

2-9 「(ただし、数量及び総額が___%増加することがある。)」の欄

%の前に0又は×を記入する。ただし、次に掲げる貨物については%の前に次の数字を記入する。

(ア) 陶磁器 5

2-10 「代金決済方法」の欄

輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類に記載されている決済方法を記入する。

例 Irrevocable L/C at sight D/A 30days after sight

2-11 「その他の取引条件」の欄

数量、価格、品質、意匠又は代金決済方法以外の事項が承認事項となっている場合に限り、当該承認事項について必要事項を記入する。

3 承認済申請書の訂正又は変更

承認又は承認があった旨の通知を行った申請書(以下「承認済申請書」という。)に記載された事項に訂正又は変更(以下「訂正変更」という。)の必要が生じたときは、次により行う。

3-1 輸出組合又は経済産業局が行う訂正変更

(1) 承認済申請書の訂正変更申請の受け付けは3-2に定める場合を除いては当該輸出取引の承認又は承認があった旨の通知を行った機関が別表第6に定める輸出取引内容訂正変更願2通の提出を受けて行う。ただし、次の事項を訂正変更する場合は、当該承認済申請書の提出のみを求めて申請書に直接訂正印を押して行うことができる。

(ア) ミスタイプ、誤記(計算上簡単な誤記を含む。)又は記載もれによるもの

(イ) 輸出貨物代金の端数調整のためのもの

(ウ) 運賃又は保険料の変更に伴うもの

- (2) 照合事務に係る承認済申請書を訂正変更する場合には、輸出組合は、あらかじめ、別表第7に定める様式により経済産業局に提出し、その承認を受けた後行う。
- (3) 輸出取引内容訂正変更願の処理は1-3の規定に準じて行うものとする。

3-2 税関において行う訂正変更

税関は、船積期限の切迫等の特別の事情がある場合には、次の事項について承認済申請書に直接訂正変更を行うことができる。

- (ア) ミスタイプ、誤記（計算上簡単な誤記を含む。）又は記載もれによるもの
- (イ) 輸出貨物代金の端数調整のためのもの
- (ウ) 運賃又は保険料の変更に伴うもの
- (エ) その他承認を行った機関又は貿易管理課が認める当該訂正変更箇所

4 輸出取引承認の有効期間の延長

- (1) 省令第3条第2項の規定による輸出取引承認の有効期間の延長は、当該輸出取引承認を行った機関において行うものとする。ただし、当該輸出者の責に帰することのできないやむを得ない事由がある場合であって、1回に限り、1月の範囲内において延長する場合に限る。
- (2) 有効期間の延長申請書の様式及び処理方法は、3-1の規定に準じて行うものとする。
- (3) 輸出取引承認の有効期間とは、その期間内に貨物の輸出申告又は有効期間延長の申請を行わなければならない期間をいう。

5 調査事務の処理

輸出組合（従たる事務所を除く。）は、省令別表第1に掲げる調査に関する事務（令第2条第1項第5号に掲げる事務をいう。）を処理する場合は、経済産業大臣が別に指示する事項について調査するものとし、その調査結果を報告指定日又は調査終了後1週間以内に別表第1-2に定める様式により、貿易管理課に1通を報告するものとする。

6 輸出取引の承認等の報告

- (1) 輸出組合（従たる事務所を除く。）は、四半期毎に、当該輸出組合の主たる事務所及び従たる事務所において行った輸出取引の承認等（承認の通知、輸出取引承認の有効期間の延長承認、輸出取引内容訂正変更承認を含む。以下同じ。）について取りまとめ、別表第8及び別表第9に定める様式により、当該四半期終了の日から20日以内に、承認事務に係る承認等にあつては貿易管理課に1通を、照合事務に係る承認等にあつては貿易管理課並びに当該輸出組合の主たる事務所及び従たる事務所を管轄する経済産業局にそれぞれ1通を提出するものとする。
- (2) 輸出取引の承認等の事務処理を行った経済産業局及び沖縄総合事務局は、四半期毎に、輸出取引の承認等について別表第8及び別表第9に定める様式を準用した表に取りまとめ、貿易管理課に1通を報告するものとする。

7 輸出組合等において保管すべき申請書等の処理

- (1) 輸出組合は、1-3-1に規定する処理を終った申請書等（輸出取引承認の有効期間の延長願、輸出取引内容訂正変更願及び再発行用申請書等を含む。以下同じ。）の写しを承認をした日又は承認の通知をした日の属する年の翌年から2年間保管するものとする。
- (2) 輸出組合は、(1)の規定による保管期間を経過した申請書等を廃棄しようとするときは、焼却の方法によるものとする。
- (3) 経済産業局及び沖縄総合事務局は申請書等の処理にあつては、(1)、(2)を準用して処理するものとする。

8 承認済申請書の再発行

8-1 再発行の受付

承認済申請書を紛失した場合の再発行の申請の受付は、当該輸出取引の承認又は承認があつた旨の通知を行った機関が再発行用の申請書2通、紛失した承認済申請書の写し1通及び理由書2通の提出を求めて行う。

8-2 無効公告

- (1) 再発行の申請を受けた機関は、無効公告依頼書（別表第10）、紛失した承認済申請書の写し及び理由書各1通を貿易管理課に送付し、無効公告を依頼する。
- (2) 貿易管理課は、無効公告の依頼を受けたときは、別表第11に定める様式により、経済産業公報及び通商弘報に無効公告を行うものとする。

8-3 再発行

申請書の再発行を受け付けた機関は、経済産業公報及び通商弘報に無効公告が行われたこと及び提出された再発行用申請書の内容が正確であることを確認し、1の規定に準じて再発行を行うものとする。この場合再発行用申請書の右上空白に再発行である旨を明記し、承認番号は紛失した承認済申請書の承認番号の末尾に「R」の記号を付け、1通を申請者に交付する。

9 事後審査

- (1) 輸出取引の事後審査の総括は、貿易管理課が行う。
- (2) 経済産業局は、その管轄する輸出組合の照合事務に係る申請書等の処理方法について、毎年1回以上、別に定める要領により審査を行い、貿易管理課にその結果を報告するものとする。

別表第1

輸出取引承認申請書一覧表

経済産業大臣 殿

下表の申請について、本組合の意見は、「輸出組合の意見」欄に記入したとおりです
から承認又は不承認の処分をお願いします。

年 月 日

輸出組合名

代表者の氏名

受付 番号 年 月 日	品目	輸出組合の意見		経済産業大 臣の承認又 は不承認の 別	条件	承認等の 日付
		基準についての 適合又は不適合 の別	基準により付す べき条件			
	////					^^^^

上記のうち、当該欄に承認する旨記入したものについては、承認又は条件をつけて承認しますから申請者にその旨通知してください。

経済産業大臣代理

経済産業局商品輸出担当課長名

㊞

別表第2及び別表第3 削除

別表第4

輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令別表第1の品目に該当しない旨の証明願

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称

及び代表者の氏名

住 所

下記品目は、輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令（昭和30年通商産業省令第54号）別表第1に掲げる品目に該当しない旨の証明をお願いします。

記

1 商 品 名

2 型及び銘柄

上記の品目は、輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令別表第1の品目に該当しないことを証明します。

番 号
年 月 日

経済産業大臣代理

経済産業省商品輸出担当課長名 ㊞

又は

経済産業局商品輸出担当課長名 ㊞

別表第5 削除

別表第6

輸出取引内容訂正変更願

経済産業大臣 殿
税関長

原承認番号 _____

承認月日 _____

申 請 者

氏名又は名称

及び代表者の氏名 _____ 申請年月 _____

住 所 _____ 電話番号 _____

次の輸出取引承認書の記載要領の訂正又は変更を申請します。

訂正変更を要する原承認の内容	訂正変更の内容

--	--

理 由 _____

※ 承認又は不承認

この申請は

承認する。

承認されたので通知する。

承認しない。

経済産業大臣、税関長又は輸出組合理事長の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

注 ※印の欄は、記入しないで下さい。

別表第7

輸出取引内容訂正変更願一覧表

経済産業大臣 殿

下表の訂正変更願について、本組合の意見は、「輸出組合の意見」欄に記入したとおりです。承認又は不承認の処分をお願いします。

年 月 日

輸出組合名

代表者の氏名

原承認通知済申請書の番号	受付年月日	品 目	訂正変更の内容	輸出組合の意見	経済産業大臣の承認又は不承認の別	承認等の日付

上表の申請のうち、当該欄に承認する旨記入したものについては、承認しますから申請者にその旨通知してください。

経済産業大臣代理

経済産業局商品輸出担当課長名

㊞

別表第8

輸出取引の承認事務処理報告書
承認通知

(年 月～ 月分)
輸出組合名
代表者の氏名

輸出取引承認等事務取扱要領6の規定により、輸出取引の承認事務処理状況について、次のとおり報告します。

品 目 _____
仕 向 地 _____

処理事務所	件 数	数 量	金 額
主たる事務所			
〇〇支部			
〇〇支部			
合 計			

- (注) イ 省令別表第1の項目(別に指示する場合は、その区分)ごとに作成する。
ロ 承認・承認の通知の別によって不要の文字を消す。
ハ 処理件数の無い場合は、該当欄に「0」と記入する。

別表第9

輸出取引承認の訂正変更等事務処理報告書

(年 月～ 月分)
輸出組合名
代表者の氏名

輸出取引承認等事務取扱要領6の規定により、輸出取引承認の訂正変更等について、次のとおり報告します。

処理事務所	品 目	訂正変更と有効期間延長の区別	原承認番号	承認年月日	訂正変更等の理由
		////////////////////			

(注) イ 次の順序にまとめて記入すること。

1 処理事務所別

2 品 目 別

ロ 処理件数の無い場合は、各事務所の名称のみ記入し、処理事務所の欄以外の欄に棒線を記入する。

ハ 3-1の(1)ただし書の規定により、直接承認済申請書に訂正変更を行ったものについては記載する必要はない。

別表第10

年 月 日

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課長 殿

輸出組合名

代表者の氏名

輸出取引承認済申請書の無効公告依頼について

上記の件について、下記内容の輸出取引承認済申請書を紛失した旨届け出があり、再発行の申請があったので、無効公告について掲載方お願いします。

記

1 承認番号

承認年月日

2 申請者名

3 仕向地

4 商品名

別表第11

年 月 日

貿易経済安全保障局

輸出取引承認済申請書の無効通知について

下記内容の輸出取引承認済申請書は無効とし、再発行することとしたのでお知らせします。

記

- 1 原承認番号及び原承認年月日
- 2 申請者名
- 3 仕向地
- 4 商品名

別表第12

経済産業省令の遵守状況又は効果についての調査報告書

経済産業大臣 殿

年 月 日

輸出組合名

代表者の氏名

輸出取引承認等事務取扱要領5の規定により、省令の遵守状況又は効果について、次のとおり報告します。

品 目 _____

仕向地 _____

調 査 事 項	調 査 結 果